

意見書案第6号

「バイオマス推進基本法（仮称）」の制定について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成20年3月25日提出

議会運営委員会

委員長 鎌 田 誠

## 「バイオマス推進基本法（仮称）」の制定を求める意見書

昨年、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が発表した「第4次評価報告書」は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温は4.0度(2.4～6.4度)上がると予測し、今後、人間の存在基盤が著しく脅かされるおそれがあり、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講じるよう警鐘を鳴らしている。

対策の大きなかぎを握る温室効果ガスの削減について、昨年12月、インドネシアのバリ島で開催されたCOP13（国連気候変動枠組み条約締約国会議）で、2009年末の妥結を目指して、ポスト京都議定書の枠組みに関して交渉を開始することで合意がなされた。特に、日本は今年、この交渉の進展に重要な役割を持つ洞爺湖サミットの議長国であり、世界の温暖化対策、特に京都議定書に加わっていない米国、中国、インドなども含め、すべての主要排出国が参加する新たな枠組みづくりをリードする使命がある。

そのためにも、みずからが確固とした削減対策と中長期の排出削減目標を示す必要があり、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって「低炭素、循環型社会」への移行を図る道しるべを示すべきである。

石油脱却に向けてかぎを握っているのが代替燃料としてのバイオ燃料である。石油産業社会にかわる「バイオマス産業社会」をも展望し、穀物価格高騰など食糧との競合問題への対応も含めて、日本を挙げてバイオマス活用の推進を図るために「バイオマス推進基本法（仮称）」を制定すべきである。

現在、政府が進める「バイオマス・ニッポン総合戦略」を総合的かつ計画的に推進するためにも、同基本法の制定を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月 日

岩見沢市議会

提出先

内閣総理大臣  
文部科学大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣